

◎新潟県告示第620号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年5月29日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

名 称	所 在 地	変更事項	旧	新	変更年月日
ほんま歯科医院	佐渡市両津湊 226-3	名称 変更	本間歯科医院	ほんま歯科医院	平成30年4月1日